

18. 所得税の控除

(付 個人住民税の)

区分	平成 21 年	22	23	24
給与所得控除	給与等の収入金額が 180万円までの場合 40% 360万円までの場合 30%+180,000円 660万円までの場合 20%+540,000円 1,000万円までの場合 10%+1,200,000円 1,000万円超の場合 5%+1,700,000円 最低保障額 650,000円	同 左	同 左	同 左
給与特定支得出除	給与と所得の金額の計算上、特定支出の額が給与所得控除を超える場合には、申告により、その超える部分を控除することができる。	同 左	同 左	同 左
専従色申告控除	青色事業専従者給与 青色事業専従者給与のうち、労務の提供の程度等からみて労務の対価として相当であると認められる金額 白色事業専従者控除 500,000円 (配偶者の場合 860,000円) 最高限度 (事業所得等の金額) (1+事業専従者の数) 青色申告特別控除 ① 事業所得又は不動産所得を生ずべき事業を営む青色申告者で、これらの所得に係る取引を正規の簿記の原則に従い記録している者 650,000円 ② ①以外の青色申告者 100,000円	同 左	同 左	同 左
公的年金等控除	[65歳未満の者] 公的年金等の収入金額が、 1,300,000円までの場合 700,000円 4,100,000円までの場合 25%+375,000円 7,700,000円までの場合 15%+785,000円 7,700,000円超の場合 5%+1,555,000円 [65歳以上の者] 公的年金等の収入金額が、 3,300,000円までの場合 1,200,000円 4,100,000円までの場合 25%+375,000円 7,700,000円までの場合 15%+785,000円 7,700,000円超の場合 5%+1,555,000円	同 左	同 左	同 左
所得控除	基礎控除 380,000円	同 左	同 左	同 左
	配偶者控除 380,000円 年齢70歳以上の老人控除対象配偶者 480,000円 同居している特別障害者である控除対象配偶者 730,000円 同居している特別障害者である老人控除対象配偶者 830,000円 (控除対象配偶者の所得要件合計所得金額が38万円以下) であること	同 左	同 左	380,000円 年齢70歳以上の老人控除対象配偶者 480,000円 (控除対象配偶者の所得要件合計所得金額が38万円以下であること) (注) 扶養控除の見直しに伴い、同居特別障害者加算の特例措置に代え、同居特別障害者に対する障害者控除(75万円)を創設。 (22年度改正において措置)

及び税率の推移

控除及び税率)

25	26	27	28	29
<p>給与等の収入金額が、 180万円までの場合 40% 360万円までの場合 30%+180,000円 660万円までの場合 20%+540,000円 1,000万円までの場合 10%+1,200,000円 1,500万円までの場合 5%+1,700,000円 1,500万円超の場合 2,450,000円(一定) 最低保障額 650,000円 (24年度改正において措置)</p>	同 左	同 左	<p>給与等の収入金額が、 180万円までの場合 40% 360万円までの場合 30%+180,000円 660万円までの場合 20%+540,000円 1,000万円までの場合 10%+1,200,000円 1,200万円までの場合 5%+1,700,000円 1,200万円超の場合 2,300,000円(一定) 最低保障額 650,000円 (26年度改正において措置)</p>	<p>給与等の収入金額が、 180万円までの場合 40% 360万円までの場合 30%+180,000円 660万円までの場合 20%+540,000円 1,000万円までの場合 10%+1,200,000円 1,000万円超の場合 2,200,000円(一定) 最低保障額 650,000円 (26年度改正において措置)</p>
<p>同 左 (注) 特定支出の範囲に、弁 護士、公認会計士、税理 士などの資格取得費及び 勤務必要経費(図書費、 衣服費、交際費)を追加。 また、適用判定の基準 を給与所得控除額の2分 の1(給与収入1,500万 円超の場合は125万円) とする。 (24年度改正において措置)</p>	同 左	同 左	<p>同 左 (注) 平成28年分以後、適用 判定の基準を給与所得控 除額の2分の1とする。 (26年度改正において措置)</p>	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	<p>同 左 (注) 非居住者である 親族に係る配偶者控除の 適用を受ける居住者に対し て、確定申告書等に①配偶 者控除に係る非居住者であ る親族がその居住者の親族 に該当する旨を証する書類 及び②その非居住者である 親族がその居住者と生計を 一にすることを明らかにす る書類を添付等することを 義務付ける。 (27年度改正において措置)</p>	<p>同 左 (注) (29年度改正) [平成30年分以後適用] 配偶者控除の額を次のとおりと する。なお、合計所得金額が1,000万円 を超える居住者については、配偶者 控除の適用はできない。 居住者の合計所得金額が900万円以 下の場合 380,000円 (老人控除対象配偶者: 480,000円) 900万円超950万円以下の場合 260,000円 (老人控除対象配偶者: 320,000円) 950万円超1,000万円以下の場合 130,000円 (老人控除対象配偶者: 160,000円) (控除対象配偶者の所得要件 合計所得金額が38万円以下) であること</p>

18. 所得税の控除

区分		平成 21 年	22	23	24
所得控除	所 者	最高 380,000円 合計所得金額1,000万円以下の者について適用する。 控除対象配偶者以外の配偶者の所得金額に応じて以下のように控除額を調整。 配偶者の所得 控除額 38～40万円未満 38万円 40～45 “ 36 “ 45～50 “ 31 “ 50～55 “ 26 “ 55～60 “ 21 “ 60～65 “ 16 “ 65～70 “ 11 “ 70～75 “ 6 “ 75～76 “ 3 “	同 左	同 左	同 左
	特 別 控 除				
所得控除	扶 養 控 除	控除対象扶養親族 380,000円 うち、特定扶養親族 (年齢16歳以上23歳未満) 630,000円 うち、老人扶養親族 (年齢70歳以上) 480,000円 ただし、老人扶養親族のうち、同居している老親等 580,000円 同居している特別障害者である扶養親族 730,000円 同居している特別障害者である特定扶養親族 980,000円 同居している特別障害者である老人扶養親族 830,000円 同居している特別障害者である同居老親等 930,000円 (扶養親族の所得要件 控除対象配偶者の場合と同様)	同 左	控除対象扶養親族 (年齢16歳以上) 380,000円 うち、特定扶養親族 (年齢19歳以上23歳未満) 630,000円 うち、老人扶養親族 (年齢70歳以上) 480,000円 ただし、老人扶養親族のうち、同居している老親等 580,000円 (注) 上記の見直しに伴い、同居特別障害者加算の特例措置に代え、同居特別障害者に対する障害者控除 (75万円) を創設。 (22年度改正において措置) (扶養親族の所得要件 控除対象配偶者の場合と同様)	同 左
	(続)				

及 び 税 率 の 推 移 (続)

25	26	27	28	29
同 左	同 左	同 左	<p>同 左 (注) 非居住者である親族に係る配偶者特別控除の適用を受ける居住者に対して、確定申告書等に①配偶者特別控除に係る非居住者である親族がその居住者の親族に該当する旨を証する書類及び②その非居住者である親族がその居住者と生計を一にすることを明らかにすることを義務付ける。 (27年度改正において措置)</p>	<p>同 左 (注) (29年度改正) [平成30年分以後適用] 配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を38万円超123万円以下とし、その控除額を次のとおりとする。 ①合計所得金額が900万円以下の場合 配偶者の所得 控除額 38～85万円以下 38万円 85～90 〃 36 〃 90～95 〃 31 〃 95～100 〃 26 〃 100～105 〃 21 〃 105～110 〃 16 〃 110～115 〃 11 〃 115～120 〃 6 〃 120～123 〃 3 〃 ②合計所得金額900万円超950万円以下の場合 38～85万円以下 26万円 85～90 〃 24 〃 90～95 〃 21 〃 95～100 〃 18 〃 100～105 〃 14 〃 105～110 〃 11 〃 110～115 〃 8 〃 115～120 〃 4 〃 120～123 〃 2 〃 ③合計所得金額950万円超1,000万円以下の場合 38～85万円以下 13万円 85～90 〃 12 〃 90～95 〃 11 〃 95～100 〃 9 〃 100～105 〃 7 〃 105～110 〃 6 〃 110～115 〃 4 〃 115～120 〃 2 〃 120～123 〃 1 〃</p>
同 左	同 左	同 左	<p>同 左 (注) 非居住者である親族に係る扶養控除の適用を受ける居住者に対して、確定申告書等に①扶養控除に係る非居住者である親族がその居住者の親族に該当する旨を証する書類及び②その非居住者である親族がその居住者と生計を一にすることを明らかにすることを義務付ける。 (27年度改正において措置)</p>	同 左

18. 所得税の控除

区分	平成 21 年	22	23	24
所得 控除 (続)	<p>障害者、寡婦(寡夫)及び勤労学生控除</p> <p>控除額 270,000円 障害者のうち、特別障害者に該当する場合は、 400,000円</p> <p>寡婦のうちの特別加算に該当する場合は、 350,000円</p> <p>(所得要件等) (1) 障害者 所得要件なし</p> <p>(2) 寡婦(寡夫) ① 寡婦…夫と死別・離婚した後再婚していない者等で扶養親族等を有する者か、夫と死別した後再婚していない者等で合計所得金額500万円以下の者 (注) 扶養親族である子を有し、かつ、合計所得金額が500万円以下の者は、8万円の特別加算 ② 寡夫…妻と死別・離婚した後再婚していない者等で総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子を有し、かつ、合計所得金額500万円以下の者</p> <p>(3) 勤労学生 学生、生徒等のうち、その年の合計所得金額が65万円以下で、かつ、自己の勤労所得以外の所得が10万円以下の者</p>	同 左	<p>控除額 同 左 障害者のうち、特別障害者に該当する場合は、 同 左 扶養親族又は控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合は、 750,000円</p> <p>寡婦のうちの特別加算に該当する場合は、 同 左 (22年度改正において措置) (所得要件等) 同 左</p>	同 左
	<p>その他の所得控除</p> <p>(1) 雑損控除 住宅、家財等の家庭用財産の災害等による損失額のうち、所得金額の10%を超える金額。ただし、災害に直接関連して支出された費用についての控除額は、所得金額の10%相当額又は5万円のいずれか低い金額を超える金額。</p> <p>(2) 医療費控除 医療費のうち、所得金額の5%相当額と10万円とのいずれか低い金額を超える部分の金額(最高200万円)。</p>	同 左	同 左	<p>(1) 雑損控除 同 左</p> <p>(2) 医療費控除 同 左 (注) 医療費控除の対象範囲に、介護福祉士等が診療の補助として行う喀痰吸引等に係る費用の自己負担分を追加。</p>

及 び 税 率 の 推 移 (続)

25	26	27	28	29
同 左	同 左	同 左	同 左 (注) 非居住者である親族に係る障害者控除の適用を受ける居住者に対して、確定申告書等に①障害者控除に係る非居住者である親族がその居住者の親族に該当する旨を証する書類及び②その非居住者である親族がその居住者と生計を一にすることを明らかにする書類を添付等することを義務付ける。 (27年度改正において措置)	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	(1) 雑損控除 同 左 (2) 医療費控除 同 左 (注1) 適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の保持増進及び疾病の予防への一定の取組を行っている居住者が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係るスイッチOTC医薬品等購入費を支払った場合において、その年中に支払ったスイッチOTC医薬品等購入費等の金額の合計額が12,000円を超えるときは、その超える部分の金額(88,000円を限度)について、その年分の総所得金額等から控除する。 (28年度改正において措置)

18. 所得税の控除

区分	平成 21 年	22	23	24																
所得の他の所得控除(続)	<p>同左</p> <p>(3) 生命保険料控除 ① 一般の生命保険料</p> <table border="1"> <tr> <td>～25,000円の場合</td> <td>支払保険料等全額</td> </tr> <tr> <td>25,001円～50,000円の場合</td> <td>支払保険料等×1/2+12,500円</td> </tr> <tr> <td>50,001円～100,000円の場合</td> <td>支払保険料等×1/4+25,000円</td> </tr> <tr> <td>100,000円超の場合</td> <td>50,000円(一律)</td> </tr> </table> <p>② 個人年金保険料 同上</p> <p>(4) 地震保険料控除 家屋又は家財について支払った地震保険料等(最高50,000円) (注)平成18年末までに締結した一定の長期損害保険契約については従前どおりの控除額が適用(地震保険料控除と合わせて最高50,000円)</p> <p>(5) 社会保険料控除 支払額の全額</p>	～25,000円の場合	支払保険料等全額	25,001円～50,000円の場合	支払保険料等×1/2+12,500円	50,001円～100,000円の場合	支払保険料等×1/4+25,000円	100,000円超の場合	50,000円(一律)	同左	同左	<p>(3) 生命保険料控除 各保険料控除の合計適用限度額は、12万円。 ① 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約) ① 一般生命保険料</p> <table border="1"> <tr> <td>～20,000円の場合</td> <td>支払保険料等全額</td> </tr> <tr> <td>20,001円～40,000円の場合</td> <td>支払保険料等×1/2+10,000円</td> </tr> <tr> <td>40,001円～80,000円の場合</td> <td>支払保険料等×1/4+20,000円</td> </tr> <tr> <td>80,000円超の場合</td> <td>40,000円(一律)</td> </tr> </table> <p>(ロ) 介護医療保険料 同上 (ハ) 個人年金保険料 同上</p> <p>② 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約) 従前通り左の控除額を適用。 (22年度改正において措置)</p> <p>(4) 地震保険料控除 同左</p> <p>(5) 社会保険料控除 同左</p>	～20,000円の場合	支払保険料等全額	20,001円～40,000円の場合	支払保険料等×1/2+10,000円	40,001円～80,000円の場合	支払保険料等×1/4+20,000円	80,000円超の場合	40,000円(一律)
～25,000円の場合	支払保険料等全額																			
25,001円～50,000円の場合	支払保険料等×1/2+12,500円																			
50,001円～100,000円の場合	支払保険料等×1/4+25,000円																			
100,000円超の場合	50,000円(一律)																			
～20,000円の場合	支払保険料等全額																			
20,001円～40,000円の場合	支払保険料等×1/2+10,000円																			
40,001円～80,000円の場合	支払保険料等×1/4+20,000円																			
80,000円超の場合	40,000円(一律)																			

及 び 税 率 の 推 移 (続)

25	26	27	28	29
同 左	同 左	同 左	同 左	<p>(注2) (29年度改正)</p> <p>1 医療費控除又はセルフメディケーション税制の添付書類について、現行の医療費等の領収書の添付又は提示に代えて、医療費等の明細書を確定申告書の提出の際に添付することとする。</p> <p>この場合において、確定申告期限等から5年間、その適用に係る領収書(医療費通知書又は医療費通知情報に係るものを除く。)を保存することとする。</p> <p>2 上記1は、平成29年分以後の確定申告書を平成30年1月1日以後に提出する場合に適用し、平成29年分から平成31年分までの確定申告については、現行の領収書の添付又は提出による適用も認められる。</p> <p>(3) 生命保険料控除 同 左</p> <p>(4) 地震保険料控除 同 左</p> <p>(5) 社会保険料控除 同 左</p>

18. 所得税の控除

区分	平成 21 年	22	23	24
所得控除 (続)	<p>(6) 小規模企業共済等掛金控除次の掛金の支払額の全額</p> <p>① 小規模企業共済契約に係る掛金</p> <p>② 確定拠出年金の個人型年金加入者掛金</p> <p>③ 心身障害者扶養共済制度の掛金</p> <p>(7) 寄附金控除</p> <p>① 国又は地方公共団体に対する寄附金</p> <p>② 指定寄附金</p> <p>③ 特定公益増進法人に対する寄附金</p> <p>④ 認定NPO法人に対する寄附金</p> <p>⑤ 政治活動に関する寄附金(特定の政治献金)</p> <p>⑥ 特定新規中小会社の特定新規株式を払込みにより取得をした場合におけるその年中に取得に要した金額(1,000万円を限度)について、寄附金の額(所得金額の40%を限度)のうち、5千円を超える部分の金額を所得控除する。</p>	<p>(6) 小規模企業共済等掛金控除同左</p> <p>(注) 小規模企業共済等掛金の範囲に、個人事業の共同経営者が支払った掛金を追加。</p> <p>(7) 寄附金控除</p> <p>①～⑥(同左)について、寄附金の額(所得金額の40%を限度)のうち、2千円を超える部分の金額を所得控除する。</p>	<p>(6) 小規模企業共済等掛金控除同左</p> <p>(7) 寄附金控除同左</p> <p>(注)</p> <p>1 認定NPO法人等並びに一定の要件を満たす公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人及び更生保護法人に対する寄附について、新たに税額控除制度を導入し、従来の所得控除制度との選択制とする。</p> <p>2 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合における控除の適用対象となる特定新規株式の範囲に、総合特別区域法に規定する指定会社で平成26年3月31日までに同法の規定による指定を受けたものにより発行される株式で当該指定の日から同日以後3年を経過する日までの間に発行されるものを追加。</p>	<p>(6) 小規模企業共済等掛金控除同左</p> <p>(注) 小規模企業共済等掛金の範囲に、確定拠出年金の企業型年金について個人が拠出する企業型年金加入者掛金(いわゆるマッチング拠出)を追加。(22年度改正において措置)</p> <p>(7) 寄附金控除同左</p>
税額控除	<p>① 配当所得を上積とし、配当所得以外の所得と合わせた課税総所得金額が1,000万円に達するまでの配当所得の金額について10%、1,000万円を超える部分の金額について5%</p> <p>② 証券投資信託の収益の分配については5% (課税総所得金額が1,000万円を超えるときは、その超える部分については2.5%) [所法]</p> <p>ただし、公募証券投資信託の収益の分配、私募公社債等運用投資信託の収益の分配、特定外貨建証券投資信託の収益の分配、特定投資信託又は特定目的信託の収益の分配、投資法人の配当等及び特定目的会社の金銭の分配に係る配当所得、株式配当等につき源泉分離課税を選択した配当所得、確定申告不要制度により申告しなかった配当所得は配当控除の対象とならない。 [措法]</p> <p>(注) 申告分離課税制度を選択した配当所得は、配当控除の対象とならない。 [措法]</p> <p>※ 平成21年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得について適用。(20年度改正において措置)</p>	同左	同左	同左

及 び 税 率 の 推 移 (続)

25	26	27	28	29
<p>同 左</p>	<p>(6) 小規模企業共済等掛金控除 同 左 (注) 対象となる小規模企業者の範囲に、宿泊業又は娯楽業を営む者で、常時使用する従業員の数が20名以下（現行5名以下）となる者を追加。</p> <p>(7) 寄附金控除 同 左 (注) 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合における控除について、次の措置を講ずる。</p> <p>1 適用対象となる総合特別区域法の指定会社に係る同法の規定に基づく指定期限を2年延長。</p> <p>2 適用対象となる特定新規株式の範囲に、沖縄振興特別措置法に規定する指定会社で平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に同法の規定による指定を受けたものにより発行される株式を追加。</p>	<p>(6) 小規模企業共済等掛金控除 同 左</p> <p>(7) 寄附金控除 同 左 (注) 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合における控除の適用対象となる特定新規株式の範囲に、国家戦略特別区域法に規定する一定の株式会社により発行される株式で平成30年3月31日までの間に発行されるものを追加。</p>	<p>(6) 小規模企業共済等掛金控除 同 左</p> <p>(7) 寄附金控除 同 左 (注) ・特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例について、適用対象となる総合特別区域法の指定会社に係る同法の規定に基づく指定期限を2年延長。 また、適用対象となる特定新規株式の範囲に、地域再生法に規定する特定地域再生事業を行う株式会社で平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に同法の規定による確認を受けたものにより発行される株式のうち、当該確認を受けた日から同日以後3年を経過する日までの間に発行されるものを追加。</p>	<p>(6) 小規模企業共済等掛金控除 同 左 (注) 対象となる確定拠出年金の個人型年金の加入者の範囲に、企業年金加入者、公務員等共済加入者及び第三号被保険者を追加。 (27年度改正において措置)</p> <p>(7) 寄附金控除 同 左 (注) (29年度改正) 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合における控除について、適用対象となる沖縄振興特別措置法の指定会社に係る同法の規定に基づく指定期限を平成31年3月31日まで2年延長。</p>
<p>同 左</p>	<p>同 左</p>	<p>同 左</p>	<p>同 左</p>	<p>同 左</p>

18. 所得税の控除

区分	平成 21 年	22	23	24
外国税額控除	<p>外国所得税（通常行われる取引と認められない一定の取引に係る外国所得税を除く。）を課せられた年分の所得税額のうち国外源泉所得に対応する金額を限度として税額控除する。一定額の範囲内で、過去3年以内の控除余裕枠は当年の控除枠に加え、過去3年以内の控除未済額は当年で控除できる。</p> <p>なお、外国税額控除の適用を受けた外国所得税がその後の年分において外国で減額された場合には調整を行う。</p> <p>(注) 外国税額控除の適用を受けた外国所得税が減額された場合の調整を、その適用を受けた年の翌年以後7年以内の減額に限る。</p> <p>(21年度改正において措置)</p>	同 左	<p>同 左 (注)</p> <p>1 複数の税率の中から納税者と税務当局等との合意により税率が決定される税について、最も低い税率を上回る部分を外国税額控除の適用の対象となる外国所得税から除外。</p> <p>2 控除限度額の計算について、租税条約の規定により条約相手国等に課税権を認めた所得で当該条約相手国等において外国所得税を課されるものは、国外所得に該当。</p> <p>(23年度改正において措置)</p>	同 左
	<p>(1) 住宅ローン減税 [制度の基本的内容] 居住者が、新築又は既存の居住用家屋の取得等をして、6ヵ月以内に居住の用に供した場合のその居住に係る借入金残高等を対象として次により算出した額を10年間（年間所得3,000万円以下の年に限る。）にわたり所得税額から控除する。 (適用期限：平成20年12月31日居住分) (注) 1 適用期限を平成25年12月31日まで5年延長。 2 認定長期優良住宅に係る控除額の特例を創設（平成21年6月4日以後適用）。</p> <p>[控除額の計算] [控除期間] 10年間 ① 一般の住宅 (年末の住宅ローン等の残高) 5,000万円以下の部分 ・ 1年目から10年目まで 1 %</p>	<p>(1) 住宅ローン減税 [制度の基本的内容] 同 左</p> <p>[控除額の計算] 同 左</p>	<p>(1) 住宅ローン減税 [制度の基本的内容] 同 左</p> <p>[控除額の計算] 同 左</p>	<p>(1) 住宅ローン減税 [制度の基本的内容] 同 左</p> <p>[控除額の計算] [控除期間] 10年間 ① 一般の住宅 (年末の住宅ローン等の残高) 3,000万円以下の部分 ・ 1年目から10年目まで 1 %</p>
住宅借入金等に係る税額控除 (続)				

及 び 税 率 の 推 移 (続)

25	26	27	28	29
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左 (注) 控除限度額の計算の基となる所得でその源泉が国外にあるものを、新たに国外所得金額として定義。 (26年度改正において措置)
<p>(1) 住宅ローン減税 [制度の基本的内容] 同 左 (注) 適用期限を平成29年12月31日まで4年延長。</p> <p>[控除額の計算] [控除期間] 10年間 ① 一般の住宅 (年末の住宅ローン等の残高) 2,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで 1%</p>	<p>(1) 住宅ローン減税 [制度の基本的内容] 同 左 (注) 耐震基準に適合しない中古住宅を取得した場合において、当該中古住宅の取得の日までに耐震改修工事の申請等をし、かつ、その者の居住の用に供する日までにその耐震改修工事により耐震基準に適合することとなったことにつき証明がされたときは、当該中古住宅を耐震基準に適合する既存住宅とみなして、控除を適用。</p> <p>[控除額の計算] [控除期間] 10年間 ① 一般の住宅 平成26年1月から3月居住分 (年末の住宅ローン等の残高) 2,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで 1%</p> <p>平成26年4月から平成29年居住分 (年末の住宅ローン等の残高) 4,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで 1%</p>	<p>(1) 住宅ローン減税 [制度の基本的内容] 同 左 (注) ・適用期限を平成31年6月30日まで1年6月延長。 ・適用の際に、税務署長が行政手続における番号利用法の規定により氏名及び住所等を確認することができるときは、住民票の写しの添付を要しない</p> <p>[控除額の計算] [控除期間] 10年間 ① 一般の住宅 (年末の住宅ローン等の残高) 4,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで 1%</p>	<p>(1) 住宅ローン減税 [制度の基本的内容] 同 左 (注1) 現行の居住者が満たすべき要件と同様の要件の下で、非居住者が住宅の新築取得等をした場合についても適用可能とする。 (注2) 適用期限を平成33年12月31日まで2年6月延長。(消費税率引上げ時期変更法において措置)</p> <p>[控除額の計算] 同 左</p>	<p>(1) 住宅ローン減税 [制度の基本的内容] 同 左 (注) (29年度改正) 1 住宅ローン減税の適用を受ける住宅が災害により居住の用に供することができなくなった場合、災害により居住の用に供することができなくなった年以後の適用年(従前家屋等を事業等の用に供した等の日以後の各年を除く。)についても適用可能とする。 2 上記1の場合において、再建支援法適用者は、従前家屋に係る住宅借入金等と再取得等をした家屋の住宅借入金等について重複して適用可能とする。</p> <p>[控除額の計算] 同 左</p>

18. 所得税の控除

区分	平成 21 年	22	23	24
住宅借入金等に係る税額除(続)	<p>② 認定長期優良住宅 (年末の住宅ローン等の残高) 5,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで 1.2%</p> <p>(注) 上記①一般の住宅及び②認定長期優良住宅について、所得税から控除しきれない場合には、次のいずれか小さい額を個人住民税から控除することができる(地方税法)。</p> <p>④ 住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額</p> <p>⑤ 住宅ローン控除前の所得税額(9.75万円を超えるときは9.75万円)</p> <p>(2) バリアフリー改修促進税制 (注) 適用期限を平成25年12月31日まで5年延長。</p> <p>[制度の基本的内容] 特定居住者が、その者の居住の用に供する家屋について一定のバリアフリー改修工事等を行い、6ヶ月以内に居住の用に供した場合のそのバリアフリー改修工事等に係る借入金残高の1,000万円以下の部分を対象として次により算出した額の合計額を5年間(年間所得3,000万円以下の年に限る。)にわたり所得税額から控除する。 ただし、この特例は、住宅ローン減税及びバリアフリー改修税額控除との選択適用とする。</p>	同左	同左	<p>② 認定長期優良住宅 (年末の住宅ローン等の残高) 4,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで 1%</p> <p>(注) 対象となる住宅に認定低炭素住宅を追加。</p> <p>(2) バリアフリー改修促進税制 同左</p> <p>[制度の基本的内容] 同左</p>

及 び 税 率 の 推 移 (続)

25	26	27	28	29
<p>② 認定住宅 (年末の住宅ローン等の残高) 3,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで 1%</p> <p>(2) バリアフリー改修促進税制 同 左 (注) 適用期限を平成29年12月31日まで4年延長。</p> <p>[制度の基本的内容] 同 左</p>	<p>② 認定住宅 平成26年1月から3月居住分 (年末の住宅ローン等の残高) 3,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで 1%</p> <p>平成26年4月から29年居住分 (年末の住宅ローン等の残高) 5,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで 1%</p> <p>(注) 1 上記①一般の住宅及び ②認定住宅について、所得税から控除しきれない場合には、次のいずれか小さい額を個人住民税から控除することができる(地方税法)。 ④ 住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額 ⑤ 住宅ローン控除前の所得税額。ただし、次の金額を上限とする。 イ 平成26年1月から3月居住分…9.75万円 ロ 平成26年4月から29年12月居住分…13.65万円 2 上記①一般の住宅及び ②認定住宅における平成26年4月から29年居住分の借入限度額等は、住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%である場合の金額であり、それ以外の場合の借入限度額等は、平成25年と同じとなる。</p> <p>(2) バリアフリー改修促進税制 同 左 (注) 次のとおり控除率等を見直し。 (25年度改正において措置)</p> <p>[制度の基本的内容] 同 左</p>	<p>② 認定住宅 (年末の住宅ローン等の残高) 5,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで 1%</p> <p>(注) 1 上記①一般の住宅及び ②認定住宅について、所得税から控除しきれない場合には、次のいずれか小さい額を個人住民税から控除することができる(地方税法)。 ④ 住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額 ⑤ 住宅ローン控除前の所得税額。ただし、13.65万円を上限とする。 2 上記①一般の住宅及び ②認定住宅における借入限度額等は、住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%である場合の金額であり、それ以外の場合の借入限度額等は、平成25年と同じとなる。</p> <p>(2) バリアフリー改修促進税制 同 左 (注) ・適用期限を平成31年6月30日まで1年6月延長。 ・適用の際に、税務署長が番号利用法の規定により氏名及び住所等を確認することができるときは、住民票の写しの添付を要しない。</p> <p>[制度の基本的内容] 同 左</p>	<p>同 左</p> <p>(2) バリアフリー改修促進税制 同 左 (注) 適用期限を平成33年12月31日まで2年6月延長。(消費税率引上げ時期変更法において措置)</p> <p>[制度の基本的内容] 同 左 (注) 現行の居住者が満たすべき要件と同様の要件の下で、非居住者が住宅の新築取得等をした場合についても適用可能とする。</p>	<p>同 左</p> <p>(2) バリアフリー改修促進税制 同 左</p> <p>[制度の基本的内容] 同 左</p>

18. 所得税の控除

区分	平成 21 年	22	23	24
住宅借入金等に係る税額控除(続)	<p>[控除額の計算] [控除期間] 5年 ④ 一定のバリアフリー改修工事に係る工事費用から補助金等を控除した金額(200万円を限度)に相当する住宅ローン等の残高…2% ⑤ ④以外の住宅ローン等の残高…1%</p> <p>(3) 省エネ改修促進税制 (注) 適用期限を平成25年12月31日まで5年延長。</p> <p>[制度の基本的内容] 居住者が、その者の居住の用に供する家屋について一定の省エネ改修工事等を行い、6ヶ月以内に居住の用に供した場合のその省エネ改修工事等に係る借入金残高の1,000万円以下の部分を対象として次により算出した額の合計額を5年間(年間所得3,000万円以下の年に限る。)にわたり所得税額から控除する。ただし、この特例は、住宅ローン減税及び省エネ改修税額控除との選択適用とする。</p> <p>※ 「一定の省エネ改修工事等」とは、省エネ改修工事のうち、改修後の住宅全体の省エネ性能が平成11年基準相当に上がるものをいう。</p>	<p>[控除額の計算] [控除期間] 5年 同左</p> <p>(3) 省エネ改修促進税制 同左</p> <p>[制度の基本的内容] 同左</p>	<p>[控除額の計算] [控除期間] 5年 同左</p> <p>(3) 省エネ改修促進税制 同左</p> <p>[制度の基本的内容] 同左</p>	<p>[控除額の計算] [控除期間] 5年 同左</p> <p>(3) 省エネ改修促進税制 同左</p> <p>[制度の基本的内容] 同左</p>

及 び 税 率 の 推 移 (続)

25	26	27	28	29
<p>[控除額の計算] 〔控除期間〕5年 同左</p> <p>(3) 省エネ改修促進税制 同左 (注) 適用期限を平成29年12月31日まで4年延長。</p> <p>[制度の基本的内容] 同左</p>	<p>[控除額の計算] 〔控除期間〕5年 平成26年1月から3月居住分 (イ) 一定のバリアフリー改修工事に係る工事費用から補助金等を控除した金額(200万円を限度)に相当する住宅ローン等の残高…2% (ロ) (イ)以外の住宅ローン等の残高…1% 平成26年4月から29年居住分 (イ) 一定のバリアフリー改修工事に係る工事費用から補助金等を控除した金額(250万円を限度)に相当する住宅ローン等の残高…2% (ロ) (イ)以外の住宅ローン等の残高…1% (注) 平成26年4月から29年居住分の借入限度額等は、バリアフリー改修工事に係る費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%である場合の金額であり、それ以外の場合の借入限度額等は、平成25年と同じとなる。</p> <p>(3) 省エネ改修促進税制 同左 (注) 下記のとおり借入限度額等を見直し。 (25年度改正において措置)</p> <p>[制度の基本的内容] 同左</p>	<p>[控除額の計算] 〔控除期間〕5年 (イ) 一定のバリアフリー改修工事に係る工事費用から補助金等を控除した金額(250万円を限度)に相当する住宅ローン等の残高…2% (ロ) (イ)以外の住宅ローン等の残高…1% (注) 借入限度額等は、バリアフリー改修工事に係る費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%である場合の金額であり、それ以外の場合の借入限度額等は、平成25年と同じとなる。</p> <p>(3) 省エネ改修促進税制 同左 (注) ・適用期限を平成31年6月30日まで1年6月延長。 ・適用の際に、税務署長が番号利用法の規定により氏名及び住所等を確認することができるときは、住民票の写しの添付を要しない。</p> <p>[制度の基本的内容] 同左</p>	<p>[控除額の計算] 〔控除期間〕5年 同左</p> <p>(3) 省エネ改修促進税制 同左 (注) 適用期限を平成33年12月31日まで2年6月延長。(消費税率引上げ時期変更法において措置)</p> <p>[制度の基本的内容] 同左 (注) 現行の居住者が満たすべき要件と同様の要件の下で、非居住者期間中に住宅の増改築等をした場合についても適用できることとする。</p>	<p>[控除額の計算] 〔控除期間〕5年 同左</p> <p>(3) 省エネ改修促進税制 同左 (注) (29年度改正) ・適用対象となる工事に特定の省エネ改修工事と併せて行う一定の耐久性向上改修工事を加える。 ・適用対象となる省エネ改修工事に、居室の窓の断熱改修工事又は居室の窓の断熱改修工事と併せて行う天井、壁若しくは床の断熱改修工事で、改修後の住宅全体の省エネ性能が一定以上となること等の要件を満たすものを加える。</p> <p>[制度の基本的内容] 同左</p>

18. 所得税の控除

区分	平成 21 年	22	23	24
住宅借入金等に係る税額控除 (続)	[控除額の計算] ① 特定の省エネ改修工事に係る工事費用の額(200万円を限度)に相当する住宅ローン等の残高…2% ② ①以外の住宅ローン等の残高…1%	[控除額の計算] 同左	[控除額の計算] 同左	[控除額の計算] 同左
	住宅借入金等に係る税額控除 (続)			

18. 所得税の控除

区分	平成 21 年	22	23	24
税額控除 (続)	<p>個人が行う政治団体等に対する献金のうち、政党等に対する献金(特定寄附金と合わせて所得金額の40%を限度)については、寄附金控除に代えて、税額控除を選択することができる。 (注)適用期限を平成26年12月31日まで5年延長。</p> <p>[控除額の計算] 税額控除額 = (その年中に支出した政党等に対する献金の合計額 - 5千円) × 30% 税額控除額は、納税者の納付する所得税額の25%相当額を限度とする</p>	<p>同 左</p> <p>[控除額の計算] 税額控除額 = (その年中に支出した政党に対する献金の合計額 - 2千円) × 30% 税額控除額は、納税者の納付する所得税額の25%相当額を限度とする。</p>	<p>同 左</p>	<p>同 左</p>
	<p>認定NPO法人等に寄附をした場合の税額控除</p>			<p>個人が支出した認定特定非営利活動法人等並びに一定の公益社団・財団法人、学校法人等、社会福祉法人及び更生保護法人(以下「認定NPO法人等」という。)に対する寄附金(特定寄附金と合わせて所得金額の40%を限度)については、寄附金控除に代えて、税額控除を選択することができる。</p> <p>[控除額の計算] 税額控除額 = (その年中に支出した認定NPO法人等に対する寄附金の合計額 - 2千円) × 40% 税額控除額は、納税者の納付する所得税額の25%相当額を限度とする。</p>

及 び 税 率 の 推 移 (続)

25	26	27	28	29
同 左	同 左 (注) 適用期限を平成31年12月31日まで5年延長。	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	<p>同 左 (注) 学校法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除のPST要件について、学校法人等の設置する学校等の定員の合計数が5,000に満たない場合には、年平均の判定基準寄附者数が100人以上であることとする要件を、その定員の合計数を5,000で除した数に100を乗じた数(最低10人)以上であることとするとともに、その判定基準寄附者に係る寄附金の額の年平均の金額が30万円以上であることとする要件を追加。</p> <p>[控除額の計算] 同 左</p>	<p>同 左 (注) ・ 適用対象となる公益法人等の年平均の判定基準寄附者数により判定する要件について、公益法人等の各事業年度の公益目的事業費用等の額の合計額が1億円に満たない場合には、年平均の判定基準寄附者数が100人以上であることとする要件を、その公益目的事業費用等の額の合計額を1億で除した数に100を乗じた数(最低10人)以上であることとするとともに、その判定基準寄附者に係る寄附金の額の年平均の金額が30万円以上であることとする要件を加える。 ・ 公益法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除制度について、特例の対象となる寄附金の範囲に、国立大学法人、公立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構又は独立行政法人日本学生支援機構(その運営組織及び事業活動が適正であること並びに市民から支援を受けていることにつき一定の要件(PST要件)を満たすものに限る。)に対する寄附金のうち学生等に対する修学の支援のための事業に充てられることが確実であるものを追加。 ・ 寄附金控除の適用を受ける際に確定申告書等に添付等をする事とされている領収書の範囲に、寄附金の受領者から電磁的方法により交付を受けた領収書に記載すべき事項が記録された電磁的記録を一定の方法により印刷した書面で、真正性を担保するための所要の措置が講じられているものとして国税庁長官が定めるものを追加。(平成30年分以後適用)</p> <p>[控除額の計算] 同 左</p>	同 左

18. 所得税の控除

区分	平成 21 年	22	23	24
耐震改修税額控除	<p>地方公共団体の作成した一定の計画区域内において、昭和56年以前に建築された住宅の一定の耐震改修工事を行い、6ヶ月以内に居住の用に供した場合、<u>実際の耐震改修費用と標準的な工事費用相当額のいずれか少ない金額（200万円を限度）の10%相当額を所得税額から控除する。</u> (注) 適用期限を平成25年12月31日まで5年延長。</p>	同 左	<p>居住者が、昭和56年以前に建築された住宅の一定の耐震改修をした場合、<u>実際の耐震改修費用から補助金等を控除した金額と標準的な工事費用相当額のいずれか少ない金額（200万円を限度）の10%相当額を所得税額から控除する。</u> (平成23年6月30日以後平成25年12月31日までの間に耐震改修に係る契約を締結する場合に適用)</p>	同 左
額の控除 特定改修工事をした場合の税額控除 (続)	<p>(1) バリアフリー改修税額控除(21年度改正において創設) 特定居住者が、その者の居住の用に供する家屋について一定のバリアフリー改修工事を行い、6ヶ月以内に居住の用に供した場合のそのバリアフリー改修に係る費用の額から補助金等の額を控除した金額と標準的な工事費用相当額のいずれか少ない金額(200万円を限度。以下、「改修工事限度額」という。)の10%相当額を所得税額から控除する(年間所得3,000万円以下の年に限る)。 ただし、住宅ローン減税及びバリアフリー改修促進税制との選択適用とする。 (平成21年4月1日から平成22年12月31日までの間にバリアフリー改修を行った場合に適用)</p> <p>(2) 省エネ改修税額控除(21年度改正において創設) 居住者が、その者の居住の用に供する家屋について一定の省エネ改修工事を行い、6ヶ月以内に居住の用に供した場合のその省エネ改修に係る費用と標準的な工事費用相当額のいずれか少ない金額(200万円を限度。(以下、「断熱改修工事限度額」という。)太陽光発電装置を設置する場合は、300万円を限度。)の10%相当額を所得税額から控除する(年間所得3,000万円以下の年に限る)。 ただし、住宅ローン減税及び省エネ改修促進税制との選択適用とする。 (平成21年4月1日から平成22年12月31日までの間に省エネ改修を行った場合に適用)</p>	<p>(1) バリアフリー改修税額控除 同 左</p> <p>(2) 省エネ改修税額控除 同 左</p>	<p>(1) バリアフリー改修税額控除 同 左 (注) 適用期限を平成24年12月31日まで2年延長する。</p> <p>(2) 省エネ改修税額控除 同 左 (注) 補助金等の交付を受ける場合は、省エネ改修に係る費用から差し引くこととし、適用期限を平成24年12月31日まで2年延長する。</p>	<p>(1) バリアフリー改修税額控除 同 左 (注) 改修工事限度額を150万円とする。 (23年度改正において措置)</p> <p>(2) 省エネ改修税額控除 同 左</p>

及 び 稅 率 の 推 移 (続)

25	26	27	28	29
<p>同 左 (注) 適用期限を平成29年12月31日まで4年延長。</p>	<p>(1) 平成26年1月から平成26年3月までの間に耐震改修を行った場合 同 左 (2) 平成26年4月から平成29年12月までの間に耐震改修を行った場合 居住者が、昭和56年以前に建築された住宅の一定の耐震改修工事をした場合、標準的な工事費用相当額から補助金等の額を控除した金額(250万円を限度)の10%相当額を所得税額から控除する。 ただし、耐震改修工事に要した費用の額に含まれる消費税等の税率のうちに8%又は10%が含まれる場合は、上記の250万円は200万円となる。</p>	<p>居住者が、昭和56年以前に建築された住宅の一定の耐震改修工事をした場合、標準的な工事費用相当額から補助金等の額を控除した金額(250万円を限度)の10%相当額を所得税額から控除する。 ただし、耐震改修工事に要した費用の額に含まれる消費税等の税率のうちに8%又は10%が含まれる場合は、上記の250万円は200万円となる。 (平成26年4月1日から平成29年12月31日までの間に耐震改修を行った場合に適用) (注) ・適用期限を平成31年6月30日まで1年6月延長。 ・適用の際に、税務署長が番号利用法の規定により氏名及び住所等を確認することができるときは、住民票の写しの添付を要しない。</p>	<p>同 左 (注) 適用期限を平成33年12月31日まで2年6月延長。 (消費税税率引上げ時期変更法において措置)</p>	<p>同 左</p>
<p>(1) バリアフリー改修税額控除 同 左 (注) 改修工事限度額を200万円とし、適用期限を平成29年12月31日まで5年延長する。</p>	<p>(1) バリアフリー改修税額控除 同 左 (注) 1 補助金等の交付を受ける場合は、標準的な工事費用相当額から差し引く。 2 バリアフリー改修工事に要した費用の額に含まれる消費税等の税率のうちに8%又は10%が含まれる場合の金額であり、それ以外の場合における改修工事限度額は150万円となる。</p>	<p>(1) バリアフリー改修税額控除 同 左 (注) ・適用期限を平成31年6月30日まで1年6月延長。 ・適用の際に、税務署長が番号利用法の規定により氏名及び住所等を確認することができるときは、住民票の写しの添付を要しない。</p>	<p>(1) バリアフリー改修税額控除 同 左 (注) 適用期限を平成33年12月31日まで2年6月延長。 (消費税税率引上げ時期変更法において措置)</p>	<p>(1) バリアフリー改修税額控除 同 左</p>
<p>(2) 省エネ改修税額控除 同 左 (注) 適用期限を平成29年12月31日まで5年延長する。</p>	<p>(2) 省エネ改修税額控除 ① 平成26年1月から3月までの間に省エネ改修を行った場合 同 左 ② 平成26年4月から平成29年12月までの間に省エネ改修を行った場合 居住者が、その者の居住の用に供する家屋について一定の省エネ改修工事を行い、6ヶ月以内に居住の用に供した場合のその省エネ改修工事に係る標準的な工事費用相当額から補助金等の額を控除した金額(250万円を限度。(太陽光発電装置を設置する場合は、350万円を限度。))の10%相当額を所得税額から控除する(年間所得3,000万円以下の年に限る)。 ただし、住宅ローン減税及び省エネ改修促進税制との選択適用とする。 (注) 省エネ改修工事に要した費用の額に含まれる消費税等の税率のうちに8%又は10%が含まれる場合の金額であり、それ以外の場合における断熱改修工事限度額は、200万円(太陽光発電装置を設置する場合は300万円)となる。</p>	<p>(2) 省エネ改修税額控除 居住者が、その者の居住の用に供する家屋について一定の省エネ改修工事を行い、6ヶ月以内に居住の用に供した場合のその省エネ改修工事に係る標準的な工事費用相当額から補助金等の額を控除した金額(250万円を限度。(太陽光発電装置を設置する場合は、350万円を限度。))の10%相当額を所得税額から控除する(年間所得3,000万円以下の年に限る)。 ただし、住宅ローン減税及び省エネ改修促進税制との選択適用とする。 (平成26年4月1日から平成29年12月31日までの間に省エネ改修を行った場合に適用) (注1) 省エネ改修工事に要した費用の額に含まれる消費税等の税率のうちに8%又は10%が含まれる場合の金額であり、それ以外の場合における断熱改修工事限度額は、200万円(太陽光発電装置を設置する場合は300万円)となる。</p>	<p>(2) 省エネ改修税額控除 同 左 (注1) 現行の居住者が満たすべき要件と同様の要件の下で、非居住者期間中に住宅の増改築等をした場合についても適用できることとする。 (注2) 適用期限を平成33年12月31日まで2年6月延長。(消費税税率引上げ時期変更法において措置)</p>	<p>(2) 省エネ改修税額控除 同 左</p>

18. 所得税の控除

区分	平成 21 年	22	23	24
税額控除 (続)	特定の改修工事をした場合の税額控除(続)			

及 び 税 率 の 推 移 (続)

25	26	27	28	29
		<p>(注2) ・適用期限を平成31年6月30日まで1年6月延長。 ・適用の際に、税務署長が番号利用法の規定により氏名及び住所等を確認することができるときは、住民票の写しの添付を要しない。</p>	<p>(3) 三世代同居対応改修税額控除</p> <p>個人が、その者の所有する居住用の家屋について一定の三世代同居対応改修工事を行い、6ヶ月以内に居住の用に供した場合のその三世代同居対応改修工事に係る標準的な工事費用相当額から補助金等の額を控除した金額(250万円を限度)の10%相当額を所得税額から控除する(年間所得3,000万円以下の年に限る)。 ただし、住宅ローン減税及び省エネ改修促進税制との選択適用とする。 (平成28年4月1日から平成31年6月30日までの間に居住の用に供した場合に適用)</p> <p>(注) 適用期限を平成33年12月31日まで2年6月延長。(消費税率引上げ時期変更法において措置)</p>	<p>(3) 三世代同居対応改修税額控除</p> <p>同 左</p> <p>(4) (29年度改正) 耐久性向上改修税額控除</p> <p>個人が、その者の所有する居住用の家屋について一定の耐久性向上改修工事(耐震改修、省エネ改修工事又はこれらの改修工事と併せて行うものに限る。)を行い、6ヶ月以内に居住の用に供した場合のその耐久性向上改修工事に係る標準的な工事費用相当額から補助金等の額を控除した金額(250万円を限度。(太陽光発電装置を設置する場合は350万円を限度。))耐震改修工事及び省エネ改修工事と併せて一定の耐久性向上工事を行った場合は、500万円を限度。(太陽光発電装置を設置する場合は600万円を限度。))の10%相当額を所得税額から控除する(年間所得3,000万円以下の年に限る)。 ただし、住宅ローン減税及び省エネ改修促進税制との選択適用とする。 (平成29年4月1日から平成33年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用)</p>

18. 所得税の控除

区分	平成 21 年	22	23	24
税額控除 (続)	<p>(21年度改正において創設)</p> <p>居住者が、認定長期優良住宅の新築等をして、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行日（平成21年6月4日）から平成23年12月31日までの間に居住の用に供した場合（新築等の日から6ヶ月以内に限る）には、その認定長期優良住宅について講じられた構造及び設備に係る標準的な費用の額（1,000万円を限度）の10%相当額を所得税額から控除（翌年繰越可）する（年間所得3,000万円以下の年に限る）。ただし、住宅ローン減税との選択適用とする。</p>	同 左	同 左	<p>同 左</p> <p>(注) 標準的な費用の額の上限を500万円に引き下げた上で、適用期限を平成25年12月31日まで2年延長。</p>
	<p>(19年度改正において創設)</p> <p>電子申告により平成19年分又は平成20年分の所得税の確定申告書を各年の翌年3月15日までに提出する際、併せて本人の電子署名と電子証明書とを送信した場合に5,000円（その年の所得税額を限度）を所得税額から控除する。 (注) 適用期限を平成22年分まで2年延長。</p>	同 左	<p>電子申告により所得税の確定申告書を各年の翌年3月15日までに提出する際、併せて本人の電子署名と電子証明書とを送信した場合に4,000円（その年の所得税額を限度）を所得税額から控除する。 (注) 税額控除額を平成23年分は4,000円、平成24年分は3,000円に引き下げた上、その適用期限を2年延長。</p>	<p>電子申告により所得税の確定申告書を各年の翌年3月15日までに提出する際、併せて本人の電子署名と電子証明書とを送信した場合に3,000円（その年の所得税額を限度）を所得税額から控除する。</p>

及 び 税 率 の 推 移 (続)

25	26	27	28	29
<p>同 左 (注) 適用期限を平成29年12月31日まで4年延長。</p>	<p>同 左 (1) 平成26年1月から3月まで居住分 同 左 (2) 平成26年4月から平成29年12月まで居住分 居住者が、認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅の新築等をして、平成29年12月31日までの間に居住の用に供した場合(新築等の日から6ヶ月以内に限り)には、その認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅について講じられた構造及び設備に係る標準的な費用の額(650万円を限度(控除対象限度額))の10%相当額を所得税額から控除(翌年繰越可)する(年間所得3,000万円以下の年に限る)。 ただし、住宅ローン減税との選択適用とする。 (注) 平成26年4月から29年12月まで居住分の控除対象限度額は、住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%である場合の金額であり、それ以外の場合の控除対象限度額は、平成25年と同じとなる。</p>	<p>同 左 (注) 控除対象限度額は、住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%である場合の金額であり、それ以外の場合の控除対象限度額は、平成25年と同じとなる。 (注) ・適用期限を平成31年6月30日まで1年6月延長。 ・適用の際に、税務署長が番号利用法の規定により氏名及び住所等を確認することができるときは、住民票の写しの添付を要しない。</p>	<p>同 左 (注1) 現行の居住者が満たすべき要件と同様の要件の下で、非居住者期間中に住宅の増改築等をした場合についても適用できることとする。 (注2) 適用期限を平成33年12月31日まで2年6月延長。(消費税率引上げ時期変更法において措置)</p>	<p>同 左</p>
<p>電子証明書を有する個人の電子申告に係る所得税額の特別控除は、平成24年分をもって廃止。</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>

18. 所得税の控除

区分	平成 21 年	22	23	24												
その他の控除等	<p>(1) 退職所得 勤続年数1年につき、勤続年数20年まで40万円、20年超70万円を乗じた金額（最低限度額80万円、障害者になったことにより退職する場合はさらに100万円加算）を収入金額から控除し、その控除後の金額の2分の1相当額を課税所得とし、分離課税とする。</p> <p>(2) 山林所得 収入金額から植林費等の必要経費を控除した残額から50万円を控除し、5分5乗により分離課税とする。</p> <p>(3) 譲渡所得 ① 総合課税 譲渡益から50万円を控除し、その残額のうち、長期譲渡所得に係る部分の金額の2分の1に相当する金額と短期譲渡所得に係る部分の金額との合計額を総所得金額に算入する。 ② ただし、土地・建物等に係る譲渡のうち一定のものについては、譲渡益から特別控除額（5,000万円特別控除等）を控除して課税する。 (21年度改正において創設) 平成21年及び22年に取得した土地等の長期譲渡所得については、譲渡益から1,000万円を控除する。</p> <p>(4) 一時所得 収入金額からその収入を得るために支出した金額を控除した金額から50万円を控除し、その残額の2分の1に相当する金額を総所得金額に算入する。</p>	<p>(1) 退職所得 同 左</p> <p>(2) 山林所得 同 左</p> <p>(3) 譲渡所得 同 左</p> <p>(4) 一時所得 同 左</p>	<p>(1) 退職所得 同 左</p> <p>(2) 山林所得 同 左</p> <p>(3) 譲渡所得 同 左</p> <p>(4) 一時所得 同 左</p>	<p>(1) 退職所得 同 左</p> <p>(2) 山林所得 同 左</p> <p>(3) 譲渡所得 同 左</p> <p>(4) 一時所得 同 左</p>												
税率	<p>課税総所得金額が、</p> <table> <tr> <td>195万円以下の金額</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>195万円を超える金額</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>330</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>695</td> <td>23%</td> </tr> <tr> <td>900</td> <td>33%</td> </tr> <tr> <td>1,800</td> <td>40%</td> </tr> </table>	195万円以下の金額	5%	195万円を超える金額	10%	330	20%	695	23%	900	33%	1,800	40%	同 左	同 左	同 左
195万円以下の金額	5%															
195万円を超える金額	10%															
330	20%															
695	23%															
900	33%															
1,800	40%															

及 び 税 率 の 推 移 (続)

25	26	27	28	29
(1) 退職所得 同 左 (注) 退職手当等の支払者の役員等(役員等としての勤続年数が5年以下の者に限る。)が支払を受ける特定役員退職手当等に係る退職所得の課税方法について退職所得控除額を控除した残額の2分の1とする措置を廃止する。	(1) 退職所得 同 左	(1) 退職所得 同 左	(1) 退職所得 同 左	(1) 退職所得 同 左
(2) 山林所得 同 左	(2) 山林所得 同 左	(2) 山林所得 同 左	(2) 山林所得 同 左	(2) 山林所得 同 左
(3) 譲渡所得 同 左	(3) 譲渡所得 同 左	(3) 譲渡所得 同 左	(3) 譲渡所得 同 左	(3) 譲渡所得 同 左
(4) 一時所得 同 左	(4) 一時所得 同 左	(4) 一時所得 同 左	(4) 一時所得 同 左	(4) 一時所得 同 左
同 左 (参考) 復興特別所得税 ・平成25年1月から平成49年12月までの措置として、所得税額に対して2.1%の付加税。 ・納税義務者・源泉徴収義務者は所得税の納税義務者・源泉徴収義務者と同じ。	同 左	課税総所得金額が、 195万円以下の金額 5% 195万円を超える金額 10% 330 “ 20% 695 “ 23% 900 “ 33% 1,800 “ 40% 4,000 “ 45% (25年度改正において措置)	同 左	同 左